

佐 本 交 企 発 第 9 0 号
令 和 3 年 5 月 1 1 日

各 所 属 長 殿

保 存	5年(令和9年3月31日まで)
有 効	令和9年3月31日まで
企画第一係	
交 通 部 長	

交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部改正について（通達）

本年 4 月15日、交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する国家公安委員会告示（令和 3 年国家公安委員会告示第17号。以下「改正告示」という。）の制定が決定され、交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第 3 号。以下「教則」という。）及び交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号。以下「指針」という。）が別添のとおり改正された。

改正告示は、本年 4 月16日に公布され、同日から施行されたが、本改正の概要及び主な改正事項は下記のとおりであるので、更新時講習等の運転者教育をはじめとする各種交通安全教育等を通じて、周知徹底に努められたい。

記

- 1 改正の概要
- 第11次交通安全基本計画（令和 3 年 3 月29日中央交通安全対策会議決定）の策定等を踏まえ、教則及び指針について、所要の改正を行うもの。
- 2 主な改正事項
- (1) 横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えるようにすべき旨の記載を追加（教則第 2 章第 3 節 3 (5) 及び指針第 2 章第 1 節 2 (1)イ(㉒) c）。

(2) 自転車乗車時における乗車用ヘルメット等の着用の促進についての記載を追加（教則第 3 章第 1 節 1 (9)並びに指針第 2 章第 2 節 2 (4)イ(イ)、第 3 節 2 (3)イ(ア)、第 4 節 2 (3)イ、第 5 節 4 (2)イ(カ)、第 6 節 2 (4)イ(ウ)及び 4 (3))。

(3) 吹雪等による視界不良時の運転における注意事項についての記載を追加（教則第 6 章第 4 節 3 (1) 及び指針第 2 章第 5 節 2 (2)ア(ウ) b (d))。

(別添 省略)